

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則を公布する。

平成22年3月17日

京都市長 門川 大作

京都市規則第76号

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 部会に調査させ、及び審議させる特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、第1項第1号に掲げる者のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、第1項第1号に掲げる者のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)